



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 特定計量器の定期検査（消費・くらし安全課）…………… 1
- 区営土地改良事業計画変更の適当の決定・2件（村づくり計画課）…………… 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 2
- 土地区画整理組合の定款の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 2

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 4

訓 令

- 沖縄県消防学校非常勤講師設置規程を廃止する訓令（防災危機管理課）…………… 5

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 5

告 示

沖縄県告示第492号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年12月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
宜野湾市	令和3年1月18日（月曜日）午前10時から午後3時まで	大山区自治会事務所
	令和3年1月25日（月曜日）午前10時から午後3時まで	宜野湾市役所多目的会議室C
南大東村	令和3年2月1日（月曜日）午前10時から午後2時まで	南大東村役場
北大東村	令和3年2月16日（火曜日）午前9時30分から午後2時まで	北大東村役場

注意 大山区自治会事務所及び宜野湾市役所多目的会議室Cにおける検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査 実施なし

沖縄県告示第493号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、今帰仁村土地改良区から申請のあった勢理客地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の変更について、令

和2年11月27日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和2年12月9日から令和3年1月12日まで
- 3 縦覧に供する場所 今帰仁村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第494号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、うるま市石川東山土地改良区から申請のあったうるま市石川東山土地改良区地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の変更について、令和2年11月27日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和2年12月9日から令和3年1月12日まで
- 3 縦覧に供する場所 うるま市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第495号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成28年沖縄県告示第624号で同意の認定をした糸満加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和2年12月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第496号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年12月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 組合の名称 うるま市江洲土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 うるま市字江洲195番地
- 3 施行地区 うるま市字江洲仲原、江洲原及び前原の各一部
- 4 事業施行期間 昭和59年12月25日から令和3年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 昭和59年12月20日
- 6 変更の内容 組合の事務所の所在地を「うるま市字江洲195番地」から「うるま市字江洲14番地 江洲自治会館内」に変更する。
- 7 変更認可の年月日 令和2年11月19日

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消し

た。

令和2年12月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和2年7月3日
(2) 商号名 渡嘉敷組
(3) 代表者名 渡嘉敷眞光
(4) 所在地 うるま市宇宇堅944番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第9884号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年6月10日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和2年7月3日
(2) 商号名 株式会社レベルオキナワ
(3) 代表者名 奥村翼
(4) 所在地 那覇市字仲井真272番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第13800号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年6月12日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和2年7月3日
(2) 商号名 株式会社遮熱の大知
(3) 代表者名 宮城裕一
(4) 所在地 宜野湾市真栄原一丁目14番11号コーポ伊波101号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第13687号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年6月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和2年7月3日
(2) 商号名 株式会社リスモプラン
(3) 代表者名 田崎博剛
(4) 所在地 嘉手納町字屋良775番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第13294号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年6月19日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 令和2年7月14日
(2) 商号名 安鋳産業株式会社
(3) 代表者名 仲宗根重幸
(4) 所在地 浦添市当山一丁目3番8号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第8998号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和2年6月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 令和2年7月14日
(2) 商号名 有限会社西村建設工業
(3) 代表者名 奥濱幸雄
(4) 所在地 宮古島市伊良部字長浜33番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30) 第13485号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 令和2年6月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和2年7月14日
- (2) 商号名 株式会社ラテンマーブル
- (3) 代表者名 中村竜之
- (4) 所在地 八重瀬町字後原1133番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第13090号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年6月25日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和2年7月14日
- (2) 商号名 有限会社丸川電気工業
- (3) 代表者名 川満文子
- (4) 所在地 浦添市字前田862番地の202
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第2215号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年6月26日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和2年7月14日
- (2) 商号名 大発工業株式会社
- (3) 代表者名 玉城出人
- (4) 所在地 宜野湾市伊佐三丁目13番6号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-29)第3873号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年6月30日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和2年7月14日
- (2) 商号名 有限会社マル井建設
- (3) 代表者名 伊波邦夫
- (4) 所在地 名護市字屋部701番地の1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-29)第8707号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年7月1日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 令和2年7月17日
- (2) 商号名 エスケイ電気
- (3) 代表者名 喜久山勝盛
- (4) 所在地 うるま市字前原163番地2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第11499号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和2年6月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年9月24日 沖縄県指令土第681号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長浜原813番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称並びに住所及び氏名 糸満市字伊原352番地 株式会社沖縄S E I W A サービス 代表取締役 比嘉康裕、南風原町字兼城293番地シュエダゴンキャッスル池原・梅203 比嘉康裕
- 5 検査済証番号 令和2年11月5日 第4689号
- 6 工事完了年月日 令和2年10月15日

訓 令

沖縄県訓令第42号

沖縄県消防学校

沖縄県消防学校非常勤講師設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年12月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県消防学校非常勤講師設置規程を廃止する訓令

沖縄県消防学校非常勤講師設置規程（平成25年沖縄県訓令第12号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和2年12月8日から施行する。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局訓令第9号

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月8日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第1号及び第2号中「、地域手当及び初任給調整手当」を「及び地域手当」に、「特殊勤務手当」を「初任給調整手当、特殊勤務手当」に改める。

第39条第1項第1号中「（看護学校を卒業した者に限る。）」を削る。

第47条第1項中「現に」を「基準日現在に現に」に、「職員の任用期間」を「職員として在職した期間（同一の期間に2以上の重複する任用の期間がある場合にあっては、いずれか1の任用の期間）」に、「第3項」を「第4項」に、「第5項」を「第6項」に改め、同条第11項中「第7項」を「第8項」に改め、「、若しくは失職し」を削り、同項を同条第12項とし、同条第10項を同条第11項とし、同条第9項第1号中「第3項第4号及び第5号」を「第4項第4号及び第5号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「第1項各号（6月1日の在職期間に限る。）に掲げる職員であった期間」を「第1項に規定する職員として在職した期間（第3項に規定する職員として在職した期間を含む。）」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項第2号中「さている」を「さされている」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「当該会計年度任用職員と管理者を同じくする前項各号」を「管理者が任用する第1項各号」に、「同項の任用の期間」を「同項の職員として在職した期間」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（第6項に規定するフルタイ

ム会計年度任用職員を除く。)に係る前項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「基準日現在」とあるのは、「退職し、又は死亡した日現在」とする。

第48条第1項中「当たられた」を「与えられた」に改める。

第59条第1項中「第47条第1項から第10項まで」を「第47条第1項から第11項まで」に改め、同条第2項中「、若しくは失職し」を削り、「死亡した日現在」の次に「。以下この条において同じ。」を加える。

附則第6条第1項中「第47条(第3項を除く。)」を「第47条(第4項を除く。)」に改め、同条第3項及び第4項中「第47条第3項」を「第47条第4項」に改める。

別表第6を次のように改める。

別表第6 (第34条関係)

経験年数換算表

経歴	換算率
(1) 沖縄県病院事業局の職員として職務に従事した期間	100/100
(2) 初期研修若しくは歯科初期研修又は専門研修を受けた期間(病院事業会計年度任用職員医療職給料表(1)の適用を受ける会計年度任用職員となった者の経験年数の換算の場合に限る。)	
(3) 沖縄県立病院以外の病院で類似の職務に従事した期間((2)の換算率が適用される期間を除く。)	75/100
(4) (1)及び(3)の職務以外の職務に従事した期間((2)の換算率が適用される期間を除く。)	50/100
(5) 医療に関する学校または学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数に限る)	
(6) その他の期間	25/100

備考 この表において専門研修とは、一般社団法人日本専門医機構が認定した専門研修をいう。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、令和2年12月8日から施行し、改正後の沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の規定は、同年4月1日から適用する。

(夜間看護等手当に関する経過措置)

- 改正前の沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の規定に基づいてこの訓令の施行前に会計年度任用職員に支払われた夜間看護等手当又は夜間看護等手当に相当する報酬は、改正後の同規程の規定により支給された夜間看護等手当又は夜間看護等手当に相当する報酬とみなす。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--